

## 第25回高山市農業委員会議事録

会議の日時 令和元年6月26日(水) 午後3時00分より

会議の場所 高根支所4階 大会議室

### 会議に附した議案題目

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  |        | 議事録署名者の指名について                             |
| 日程第2  |        | 会期の決定について                                 |
| 日程第3  | 報第48号  | 農地所有適格法人の報告等について                          |
| 日程第4  | 報第49号  | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて                    |
| 日程第5  | 報第50号  | 農地法の規定に基づく許可処分の一部取り消しについて                 |
| 日程第6  | 報第51号  | 地籍調査事業の成果による地目変更について                      |
| 日程第7  | 議第182号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について                   |
| 日程第8  | 議第183号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について       |
| 日程第9  | 議第184号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第185号 | 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について           |
| 日程第11 | 議第186号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について                 |
| 日程第12 | 議第187号 | 農地所有適格法人の適格者証明について                        |
| 日程第13 | 議第188号 | 農用地利用集積計画の決定について                          |

日程第14 議第189号 農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について

日程第15 議第190号 農用地利用配分計画（案）について

○本日会議に出席した委員（議席順）

村上真由美、谷口忠幸、丸山 斉、岩本洋子、山下義隆、鴻巣明久、加藤正雄、小坂治重、黒木甚右エ門、増田 勝、森山 護、伊藤 善明、下田初秋、道上 修、清水直喜、中田一彦、杉本彰信、洞谷由次、田口康慈

○本日会議に欠席した委員

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長：林篤志、林政部長：細野達也、畜産課長：倭一弘、  
農地主事：林義一、書記：本山秀治、丸山浩一、木戸脇良昭、尾形博司、  
飛騨農林事務所農業普及課：井之本浩美、  
農地相談員：森本和彦

職務代理	ただいまより第25回高山市農業委員会を開催いたします。 本日は、欠席委員の報告はございません。 本日の出席委員は、19名中19名で、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。 続きまして、会長より挨拶を願います。
会長	ご苦勞様でございます。 今日は天候に恵まれ、先ほど射撃場の視察を行いました。私も始めて見学させていただきまして、実際の施設概要を確認把握することができました。 さて、早いもので来年は、農業委員及び農地最適化推進委員の改選期に当たります。 できれば、現在の改良組合長さんの任期中に次の候補者を選定していただきたいと思います。今後、各地区の改良組合長さんから相談等あると思いますのでよろしくお願いいたします。

今日の配布資料に、先日の東京での全国農業委員会会長大会の発表の新聞記事がありますが、これは農業委員や、行政の皆さんが日頃からの懸命な業務についてそのまま発表しただけで、すべては皆さんのおかげであると感謝しております。

あと、今年 of 県外研修についてですが、総会後の懇親会等で結構ですが、行き先の希望等意見があったら連絡ください。今年 is 任期最終年でありますので2泊3日の計画です。

また、今年 of 忘年会はブロック毎に推進委員さんを交えて開催していただき、全員での開催は新年の市長と語る会で行いたいと思います。

本日も総会議題いろいろありますが、スムーズに進行できます様よろしくお願いいたします。

職務代理

ありがとうございました。  
それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。  
会長が議長を務め進行いただきます。

議長

日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。  
議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議がありませんので、指名をさせていただきます。  
議席番号 18番 洞谷委員と、19番 田口委員を指名しますのでお願いします。

議長

日程第2 会期の決定について を議題といたします。  
会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。

それでは議事に移ります。

日程第3 報第48号 農地所有適格法人の報告等について

を議題とします。

事務局の説明を願います。

林 農 地  
主 事

今回は54法人のうち5法人についての報告となります。

農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、  
①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。

(各案件について、法人の所在地区、法人形態、認定農業者等の有無、農地の耕種面積、経営状況を説明)

以上、5件について報告いたします。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第4 報第49号 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇  
書 記

今回は、1件の報告です。

(取下げる許可の種類と時期、取下げ理由を説明)

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第5 報第50号 農地法の規定に基づく許可処分の一部取消しについて を議題とします。

事務局の説明を願います。

木 戸 脇  
書 記

1件の報告です。

(一部取消す許可の種類と時期、取消理由を説明)

以上 1件の報告をさせていただきます。

議 長

以上、報告のとおり確認しました。

続きまして、日程第6 報第51号 地籍調査事業の成果による地目変更について を議題とします。

事務局の説明を願います。

本山書記	<p>地籍調査の成果により地目変更があったもののうち農地に係る案件の報告になり、従前の筆数は2地区合計で104筆です。</p> <p>(調査前の土地の表示及び調査後の土地の表示の見方、うち農地の筆数、面積を説明)</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p> <p>続きまして、日程第7議第182号農地法第3条の規定による権利移動の許可についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸脇書記	<p>本日は、9件の上程です。</p> <p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し地目、面積、権利取得理由、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)</p> <p>以上、9件 田畑13筆で計12,021.45㎡についてご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第8議第183号農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸脇	<p>今回は、7件の上程です。</p>

書記	<p>最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告をいたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨を説明)</p> <p>(その他の説明)</p> <p>1番の案件については、転用目的から高山市まちづくり条例の手続きが必要となります。</p> <p>以上、7件、田畑12筆で計5,050.91㎡についてご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第9議第184号農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
木戸 脇 書記	<p>本日は9件の上程です。</p> <p>当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。</p> <p>(各案件についてスライドを活用し位置、場所、現地写真を写し、地目、面積、転用目的を説明。また、既転用案件については追認を求める旨、農振除外(用途変更)案件については適用年度及び目的を説明)</p>

(その他の説明)

3番・5番・7番・8番の案件については、転用目的から高山市まちづくり条例による手続きが必要となります。

以上 9件、田畑28筆、7,950.43 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10議第185号 農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

木戸 脇記 今回は3件の上程です。  
(案件について、下線表示している計画の変更内容を説明)  
以上3件について、ご審議をお願いします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、農地転用許可後の事業計画変更の承認申請に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第11議第186号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

木戸脇 書記	<p>今回は1件の上程です。</p> <p>非農地証明は、農地法に規定された農地または、採草放牧地でない土地であることの証明を行うもので、非農地となってから20年以上経過しており、証明書は公的機関による家屋登記簿や課税証明等です。</p> <p>(各案件について、スライドを活用し、位置、場所、現地写真を写し、認定を求める地目、面積、確認した証明書の種類と記載されている年を説明)</p> <p>以上1件、ご審議をお願いします。</p>
議長	<p>ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認め、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定します。</p> <p>続きまして、日程第12 議第187号 農地所有適格法人の適格者証明について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
林地 地主	<p>今回は、1件の上程となります。</p> <p>農地法第2条の規定により、農地所有適格法人の判断基準があり、4つの要件をすべて備えた時点で農地所有適格法人となります。農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得することのできる法人で、①法人形態要件、②事業要件、③構成員要件、④役員要件のすべてを満たす法人。なお、農業生産法人以外の法人については貸借方式で権利を取得することができず。</p> <p>(適格説明書が提出された年月)</p> <p>①法人形態要件の判断基準として法人形態を定款で確認したこと</p> <p>②事業要件の判断基準(売り上げの過半が農業部門)について、事業計画書により確認した農業部門の業務内容と全体に占める割合</p> <p>③構成員要件(構成員は農地等を提供した個人、農業に年間150日以上農業従事する者、地方公共団体、農業協同組合などに限る)</p>



について、構成員の内訳と人数、事業計画の従事日数で予定しているその年間従事日数

④役員要件（役員の過半は当該法人の農業の常時従事者であり、かつ、その過半が農作業に60日以上従事する）について、役員の人数、事業目論見書で確認した役員の農業従事日数

農地所有適格法人となる目的、今後の拡大予定面積とその作物名を説明)

以上、1件のご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めまして、異議なしと認め、農地所有適格法人の適格者証明については、許可相当として意見を付することに決定します。

続きまして、日程第13 議第188号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。

事務局の説明を願います。

尾形書記 本日は2件の上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

(各受人について認定農業者、担い手の旨、経営内容、作付け予定作目、使用貸借、貸借にあっては存続期間及び新規の旨を説明)

以上、2件 田畑2筆 3,299 m<sup>2</sup>についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第14 議第189号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は11件についての上程です。  
農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、田畑22筆 20,358 m<sup>2</sup>について、いずれも新規10年または11年の賃貸借権を設定するものです。  
以上ご審議のほどよろしく願います。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めまして、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認といたします。

続きまして、日程第15 議第190号 農用地利用配分計画(案)について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

尾形書記

本日は22件についての上程です。  
(受人ごとに認定農業者・担い手等の別、経営内容、受け手の作付け予定作目、使用貸借・賃貸借・売買の別、貸借にあつては存続期間を説明)

以上、22件につきましてご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長

意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画(案)について、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第25回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時15分 終了

---

---

議 事 録 署 名 者

鴻巣 明久 議長

---

洞田 由次 委員

---

田口 康慈 委員

---